

○浜田市人権尊重のまちづくりに関する条例検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 浜田市人権尊重のまちづくりに関する条例の制定に関し、必要な事項を検討するため、浜田市人権尊重のまちづくりに関する条例検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成等)

第2条 委員会は、15人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見者
- (2) 人権関係団体に属する者
- (3) 人権擁護委員
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 学校教育関係者
- (6) 社会教育関係者
- (7) 障がい者関係団体に属する者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第3条 浜田市人権尊重のまちづくりに関する条例の制定に係る検討に要する間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(報償費及び実費弁償)

第6条 委員が委員会の会議に出席した場合は、6,000円の報償費及び浜田市参考人等の実費弁償に関する条例(平成28年浜田市条例第14号)第2条第2項の規定の例により費用弁償に相当する額の実費弁償を支給する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、人権同和教育啓発センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月29日から施行する。